

庄内町  
からのお知らせ

国民年金学生納付特例制度

20歳以上の学生は、前年所得が一定額以下の場合、国民年金の保険料の納付を猶予することができます。

- 対象**：学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生
- 申請方法**：学生証の写し、または在学証明書を持参し、役場または立川総合支所で手続きしてください。

☆令和4年度に申請された方で、令和5年度も引き続き在学予定の方には、4月初めにハガキ形式の申請書が日本年金機構から送付されますので、必要事項を記入し返送してください。  
☆保険料の納付を希望される場合は年金事務所にご連絡ください。

■**問合せ**：鶴岡年金事務所  
☎0235-23-5040、税務町民課町民係☎0234-42-0133

「成年後見制度」を知っていますか？

認知症や障がいにより判断能力が不十分となり、財産管理や契約することなどが困難となった方を保護・支援する制度です。

【**法定後見制度**】  
家庭裁判所に申立てをすることで、成年後見人等が選ばれる制度

【**任意後見制度**】  
将来に備え、後見人になってもらいたい人に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度  
※詳細は問合せください。

■**問合せ**：保健福祉課高齢者支援係☎0234-43-0490、福祉係☎0234-43-0818

在宅酸素療法者助成  
医療機関通院交通費助成

10月分から3月分までの受付を行います。

在宅酸素療法者助成

- 対象**：呼吸器機能障害による身体障害者手帳（1級および2級を除く）を所持し、医師の処方により在宅酸素療法を行っている方
- 提出書類**：支給申請書  
※以下は新規の場合のみ必要  
登録申請書、使用指示書（医療機関の証明が必要）または使用証明書（機器業者の証明が必要）

医療機関通院交通費助成

- 対象**：次のいずれにも該当する方  
①人工透析療法を受けるため、医療機関に交通機関（自家用車を含む。医療機関の送迎車は除く）を利用して通院している方  
②本人および同居生計中心者の令和3年分所得税が非課税の方  
③生活保護法など他の法令により通院交通費の給付を受けていない方
- 提出書類**：申請書（自家用車の場合は、片道の距離が必要）、医療機関通院報告書（通院先医療機関での証明必要）など

共通事項

- 提出期限**：4/5(水)必着
- 持ち物**：本人確認書類  
※前回該当した方にはすでに書類を送付しています。新規で助成を受ける方は、問・提出先であらかじめ書類を受け取り、医療機関か機器業者より証明を受けてください。
- 問・提出先**：保健福祉課福祉係☎0234-42-0146

内容が変わります 障害者社会参加移動支援事業の申請

これまで対象となっていた方も、改めて申請が必要になります。

- 対象**：次のいずれかに該当する方  
(1)身体障害者手帳（下肢・体幹・移動・視覚障害の1級～4級、内部障害の1級～3級）を所持する方  
(2)療育手帳を所持する方  
(3)精神障害者保健福祉手帳を所持する方  
(4)特別支援学校に通学している方  
(5)他の事業でタクシー券の交付を受けていない方
- 交付枚数**：いずれかを選択  
①タクシー券48枚（1枚あたり600円）  
②給油券24枚（1枚1ℓ相当額）  
※18歳以上で、身体障害者手帳（下肢、体幹、移動、視覚障害の4級）または精神障害者保健福祉手帳（3級）を所持する方は①のみ申請ができます。
- 提出書類**：申請書
- 持ち物**：本人確認書類
- 提出期限**：3/17(金)必着※申請は随時は受け付けますが、交付枚数は申込月に応じて減少します。
- 問・提出先**：保健福祉課福祉係☎0234-42-0146

楯山公園桜まつり  
クリーン作戦&前売り券販売

桜の開花に先立ち、公園内の清掃にご協力ください。

また、お得な「鯉あぶり・豚あぶり」の前売り券も好評販売中です。詳しくは町観光協会HPなどをご確認ください。

- 日時**：4/2(日) 6:30～1時間程度
- 場所**：楯山公園
- 内容**：公園内のゴミ、落ち葉拾い（軍手は各自ご持参ください）
- 問合せ**：町観光協会（商工観光課観光物産係内）☎0234-42-2922

入学・就職・転職のシーズンです

異動の届出はお済みですか？

住所や加入する健康保険に異動があるときは届出が必要です。（進学などで親元を離れる場合も同様です）

【共通して必要なもの】

- ①窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証など） ②異動する方のマイナンバーカード

届出	届出する時期	届出に必要なもの（★は必ず、△はお持ちの方のみ）
転入届 庄内町に引っ越したとき	転入した日から14日以内	△前住所地の自治体が発行した転出証明書 △住民基本台帳カード
転出届 他自治体に引っ越すとき	転出予定日のおおむね14日前から	△国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証等△各種医療証（子、親、身等）△印鑑登録証 △住民基本台帳カード
転居届 町内で引っ越すとき	転居した日から14日以内	△国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証等△各種医療証（子、親、身等）△住民基本台帳カード
国民健康保険(国民年金)資格取得喪失届 加入する健康保険に変更があるとき	変更があった日から14日以内	【社会保険などへ加入された場合】 ★新しい保険証★国民健康保険被保険者証△子育て支援医療証△重度心身障がい(児)者医療証 【国民健康保険へ加入される場合】 ★健康保険、厚生年金保険被保険者資格等喪失連絡票等△年金手帳△各種医療証(子、親、身等)

※異動する方と同一世帯以外の方が届出を行う場合は、委任状が必要です。

■**問・手続き**：税務町民課町民係☎0234-42-0133 立川総合支所総合支所係☎0234-56-3389

窓口業務の受付時間を延長します（立川総合支所では実施しません）

- 実施期間・延長時間**：3/30(木)～4/5(水) 受付19:00まで（土日を除く）
- 取扱業務**：①転入・転出・転居届の受付②住民票の写し、戸籍謄抄本、税証明書などの交付③印鑑登録、印鑑登録証明書の交付④国民健康保険、国民年金の取得・喪失の受付⑤**予約制**マイナンバーカードの交付申請・受取、更新（電子証明書の更新含む）  
※窓口の混雑などにより、長時間お待たせする場合がありますので、早めの来庁をお願いします。

■**問・実施窓口**：税務町民課町民係☎0234-42-0133

【マイナンバー関係の窓口について】

完全予約制です。希望日の3日前まで町公式LINE（右二次元コード）から予約してください。



窓口に行かなくても！

転出届をオンラインで提出できます マイナポータル「ぴったりサービス」

- 準備する物**：電子証明書が有効なマイナンバーカード
- 申請の範囲**：①申請者本人 ②申請者を含む同一世帯分 ③申請者を含まない同一世帯の方（マイナンバーカード所有者に限る）

※国外へ転出する場合はオンライン手続きはできません。

※転入（転居）届提出のための来庁予約をするもので、転入届、転居届に関する手続きは、来庁が必要です。

■**問合せ**：企画情報課デジタル推進係☎0234-42-0156



▲マイナポータルサイト